

(令和 8 年 7 月 23 日施行)

## 臼杵市週休 2 日試行工事実施要領（漁港漁場整備工事編）

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、臼杵市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の多様な働き方を推進するため、「週休 2 日試行工事」を実施するものである。

### 2 対象工事

#### （1）現場閉所型週休 2 日制

臼杵市が発注する漁港漁場整備関係事業の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休 2 日試行対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

①竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事

②緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

③その他発注者が指定する工事

以下については、現場での作業に該当しない作業とする。

ア. 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）

イ. 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業

ウ. その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

### 3 対象期間

対象期間は、工事着手日以降の最初の土曜日から工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までの期間又は工事着手日以降の最初の月曜日から工事完了日直前の 1 期間の末日となる日曜日までの期間とし、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

## 4 週休2日の定義

### (1) 現場閉所型週休2日制

起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり、4週目の日曜日まで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日までで終わる4週間又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があるものとする。

休日は、「現場閉所単位」での確認を基本とし、現場特性により受発注者協議のうえ「個人単位」での確認とすることができる。

※休日の考え方については、別紙3「週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方」による。

## 5 実施内容

### (1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

①週休2日試行工事を行うことでの、工期変更は認められない。

②作業日が恒常的な残業となってはならない。

### (2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を、「個人単位」で確認する場合は技術者等全員の「休日取得状況を記した一覧」を監督職員に提出する。

計画工程表の作成に当たっては、上記「3 対象期間」及び「4 週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

### (3) 看板等による表示

受注者は、「週休2日試行工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙2 表示例）。

### (4) 実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりまとめ、臼杵市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿の提示を求められた際には提示する。

### (5) 変更協議

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、1期間（4週間）内に振替えることができるものとする。ただし、「週間工程表」または「休日取得状況を記した一覧」に当該出勤者の出勤日について、出勤日、代休日を記載すること。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

## （６）監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

## （７）達成の判断

対象期間内において、１期間（４週間）のうち８日以上現場閉所を行っていること。

また、「土曜」「日曜」「祝日」の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

## 6 間接工事費の取り扱い

### （１）現場閉所型週休２日制

当初の予定価格から４週８休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

市場単価による積算にあたっては、補正を行わないものとする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

なお、漁港漁場整備関係事業の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）漁港漁場整備関係工事積算基準等以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

補正なし

（イ）漁港漁場整備関係工事積算基準等によるもの

| 休日の形態 | 共通仮設費率 | 現場管理費率 |
|-------|--------|--------|
| ４週８休  | 1.02   | 1.03   |

## 7 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附則（令和 6 年 4 月 1 日）

令和 6 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 7 年 4 月 1 日）

令和 7 年 4 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 7 年 7 月 1 日）

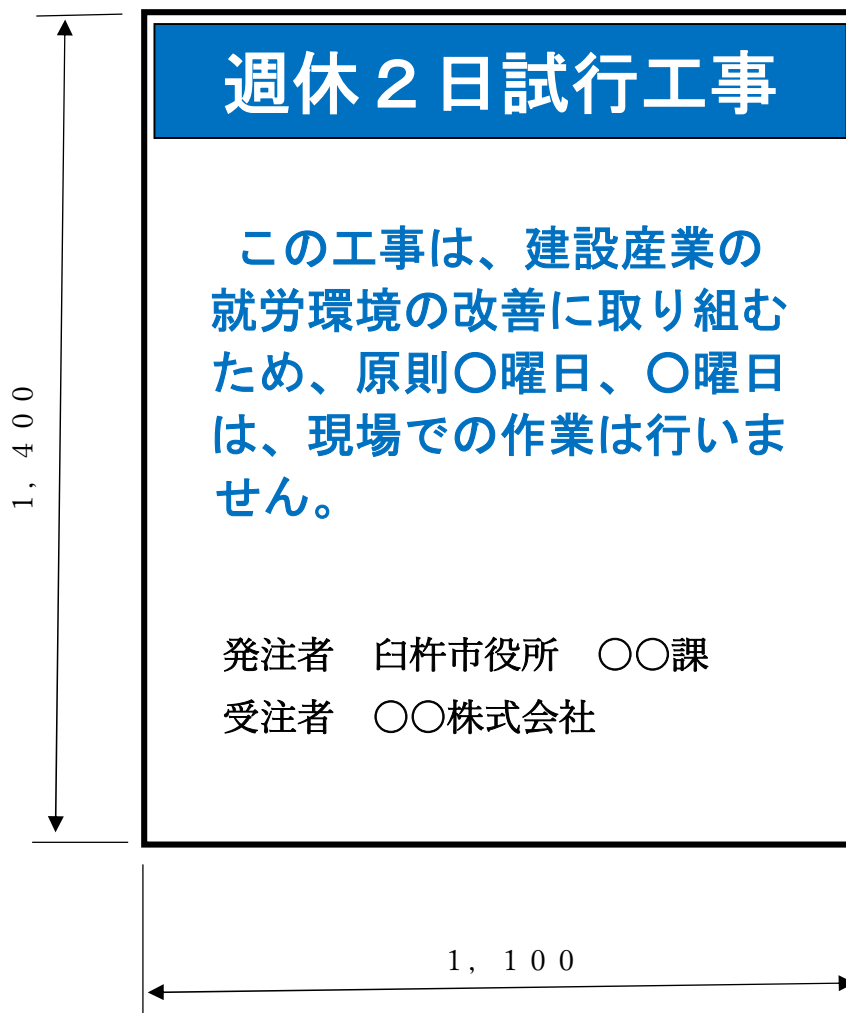
令和 7 年 7 月 15 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 7 年 12 月 1 日）

令和 7 年 12 月 1 日以降に起案する工事に適用する。

附則（令和 8 年 7 月 23 日）

令和 8 年 8 月 15 日以降に起案する工事に適用する。



## 週休 2 日工事（現場閉所型）休日の考え方

（漁港漁場整備工事編）

## 〈基本的考え方（土曜日起算の場合）〉

- ・起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4週間を1期間とする（4週間単位で確認）。
- ・1期間（4週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合では、その期間に8日間の閉所日があることを確認する。
- ・1期間（4週間）内に祝休日が1日ある場合では、その期間に9日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの5日間は評価対象としない）。
- ・工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、15週目の火曜日が工事完了日の場合は、12週目の金曜日までを評価対象とし、13週目の土曜日から15週目の火曜日までの18日間は評価対象としない）。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。（休日率ではない）

|    | 月  | 火  | 水   | 木   | 金     | 土   | 日    |
|----|----|----|-----|-----|-------|-----|------|
|    | 14 | 15 | 16  | 17  | 18    | 19  | 20   |
| 計画 |    |    |     | 着手日 | 評価対象外 | 休日1 | 休日2  |
| 実績 |    |    |     | 出勤  | 出勤    | ○   | ○    |
| 計画 | 21 | 22 | 23  | 24  | 25    | 26  | 27   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日3 | 休日4  |
| 計画 | 28 | 29 | 30  | 7/1 | 2     | 3   | 4    |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 雨振替 | 出勤    | 休日5 | 休日6  |
| 計画 | 5  | 6  | 7   | 8   | 9     | 10  | 11   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日7 | 休日8  |
| 計画 | 12 | 13 | 14  | 15  | 16    | 17  | 18   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日1 | 休日2  |
| 計画 | 19 | 20 | 21  | 22  | 23    | 24  | 25   |
| 実績 | 振替 | 出勤 | 出勤  | 祝日3 | 祝日4   | 休日5 | 休日6  |
| 計画 | 26 | 27 | 28  | 29  | 30    | 31  | 8/1  |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日7 | 休日8  |
| 計画 | 2  | 3  | 4   | 5   | 6     | 7   | 8    |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日9 | 祝日10 |
| 計画 | 9  | 10 | 11  | 12  | 13    | 14  | 15   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 夏季    | 夏季1 | 夏季2  |
| 計画 | 16 | 17 | 18  | 19  | 20    | 21  | 22   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日3 | 休日4  |
| 計画 | 23 | 24 | 25  | 26  | 27    | 28  | 29   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日5 | 休日6  |
| 計画 | 30 | 31 | 9/1 | 2   | 3     | 4   | 5    |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    | 休日7 | 休日8  |
| 計画 | 6  | 7  | 8   | 9   | 10    | 11  | 12   |
| 実績 | 出勤 | 出勤 | 出勤  | 出勤  | 出勤    |     |      |

- ・着手日以降の最初の土曜日から4週間（28日）を1期間とする
- ・工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・1期間（4週間）内に8日間の閉所日があることを確認する

- ・1期間の中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日を確保する
- ・振替休日は祝日としてカウントしない

例) 1サイクルの中に祝日2日間ある場合  
土日8日 + 祝日2日 = 10日間の休日を確保

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能（休日以外はカウント不可）

|    |      |     |      |       |      |       |       |
|----|------|-----|------|-------|------|-------|-------|
| 計画 | 20   | 21  | 22   | 23    | 24   | 25    | 26    |
| 実績 | 出勤   | 出勤  | 出勤   | 出勤    | 出勤   | 休日1   | 休日2   |
| 計画 | 27   | 28  | 29   | 30    | 31   | 1/1   | 2     |
| 実績 | 出勤   | 出勤  | 年末年始 | 年末年始  | 年末年始 | 年末年始3 | 年末年始4 |
| 計画 | 3    | 4   | 5    | 6     | 7    | 8     | 9     |
| 実績 | 年末年始 | 出勤  | 出勤   | 出勤    | 出勤   | 休日5   | 休日6   |
| 計画 | 10   | 11  | 12   | 13    | 14   | 15    | 16    |
| 実績 | 祝日7  | 出勤  | 出勤   | 出勤    | 出勤   | 休日8   | 休日9   |
| 計画 | 17   | 18  | 19   | 20    | 21   | 22    | 23    |
| 実績 | 出勤   | 出勤  | 出勤   | 出勤    | 出勤   | 評価対象外 |       |
| 計画 | 24   | 25  | 26   | 27    | 28   | 29    | 30    |
| 実績 |      |     |      | 評価対象外 |      |       |       |
| 計画 | 31   | 2/1 | 2    | 3     | 4    | 5     | 6     |
| 実績 |      |     |      | 評価対象外 | 完成   |       |       |

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終期間が4週間に満たない場合は、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない